

2015年10月16日

会員の皆様へ

論文誌編集委員会

### 「論文査読フローの一部変更につきまして」の取り下げとお詫び

本年9月29日の学会ホームページおよび学会メーリングリストにおきまして、「論文査読フローの一部変更につきまして」という表題でご連絡をさせて頂きましたが、その表題および説明が不適切であったため、内容を取り下げ、改めて「論文誌編集委員会運営細則の変更」として、以下の通りご報告をさせて頂きます。会員の皆様にご心配をお掛けしましたことを、論文誌編集委員会としてここに深くお詫び申し上げます。また、運営細則の変更につきまして、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

### 論文誌編集委員会運営細則の変更につきまして

第33期の論文誌編集委員会では、本年7月の新委員会発足以来、本学会における論文誌の査読のあり方、とくにエリアエディタ制度の趣旨につきまして、委員会メンバーを中心に議論を重ねてまいりました。

改めて申し上げるまでもなく、本学会では、論文誌の査読において、専門分野ごとにエリアエディタを委嘱することとしております。エリアエディタ制度の趣旨は、該当する分野において高度の専門的知見を有するエリアエディタにより、論文査読の品質を維持・向上し、学会としての専門的知見の発信・普及に貢献することにあると考えております。

しかしながら、これまで本学会では、論文査読の主たる役割は、論文ごとに任命されるレフェリー（査読者）に委ねられ、エリアエディタはレフェリーを選定することなど、査読プロセスの一部にのみ関与し、論文修正や採否決定の中心的な役割を担う体制とはなっていませんでした。従来より、エリアエディタ自身がレフェリー委員になるなど、ケースに応じて対応する自由度はあり、レフェリーの判断に委ねる仕組みにも、様々な利点があったと認識しております。しかしその一方で、エリアエディタ制度とは、エリアエディタの有する専門的知見を基準として、エリアエディタが論文の採否に関する最終的な責任・権限を有すべき制度であると考えます。こうしたエリアエディタ制度の趣旨につきましては、これまでの編集委員会や理事会でも度々議論されてきたことを承知しております。そうした経緯を改めて総括した上で、当期の論文誌編集委員会では、エリアエディタ制度の趣旨を徹底し、レフェリーの意見を参照した上で、論文の修正や採否の判断についてエリアエディタが責任・権限を担うように改めるべきではないか、と考えるに至りました。

もちろん、論文誌の査読制度の変更は、学会活動において大変に重要な事項であると考えられます。しかし、そうであるからこそ、エリアエディタ制度を採用しながら、エリアエディタの責任・権限がレフェリーの選定を中心とした一部の業務に限られている現状は適

正ではないと考えます。本学会が社会に発信する研究成果の品質を維持・向上していくためにも、エリアエディタ制度の趣旨を改めて徹底することが不可欠であると考えております。

こうした考え方に基づいて、当期の論文誌編集委員会では、論文誌編集委員会運営細則第6条（論文等の審査）の改正案を検討し、理事会での審議をお願いしました。本年9月19日の学会理事会におきまして末尾資料の通りの改正案が審議・承認されました。つきましては、改めて今回その変更内容の骨子を以下にご説明申し上げます。

#### 〈細則変更の骨子〉

現在の「論文誌投稿規則 JS1-03-1」の第5条1では、投稿原稿の採否および論文誌への掲載に関して以下のように定められています。今回の細則変更は、この論文投稿規則に合致した内容に運営細則を変更することを意図しております。

#### 論文投稿規則 第5条1

投稿原稿の採否および論文誌への掲載は投稿区分に応じ以下のように行う。

##### 1) 原著論文（Original Paper）

2名の査読者の審査結果に基づいた担当エリアエディタの提案を受け、日本経営工学会論文誌編集委員会（以下、編集委員会という）が決定する。

##### 2) 研究速報（Research Letter）

1名の査読者の審査結果に基づいた担当エリアエディタの提案を受け、編集委員会が決定する。

今回の変更は、前期までの編集委員会により検討・整備されてきたエリアエディタ制度の趣旨を徹底し、担当エリアエディタの本来の機能であるレフェリーの選任と投稿論文の審査に関する編集委員会への提案に関し、特に後者について、その業務内容を明確にすることを目的としています。レフェリーの選定に始まり、論文の採否が決定されるまでのプロセスをエリアエディタが責任をもって管理し担当することにより、査読品質の向上と査読期間の短縮を図ることを狙いとしています。

当然に、個々の論文の査読結果はレフェリーによって適正に報告され、複数のレフェリーによる査読結果の組合せは多様になると考えられます。従いまして、運営細則の変更後も、細部の査読プロセスにつきましては、論文誌編集委員会が中心となり、エリアエディタやレフェリーの意見を頂きながら、改善と精緻化に努めていきたいと考えております。また、特集号におけるエリアエディタの負荷や著者からのクレームへの対応体制など、実務的な課題にも適切に対応していきたいと考えております。

論文誌の編集体制は、学会の根幹に関わる事項であるため、また本学会が広範囲の領域をカバーする学会であるため、その変更には慎重を期することは当然と考えますが、同時に経済社会の環境が急速に変化する中で、本学会に期待される役割と責務を適切に果たしてい

くためには、学会運営の基本を改めて徹底することが肝要であると考えております。本件につきまして、会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

資料：論文誌編集委員会運営細則第6条（論文等の審査）の変更内容

	(改訂後の細則)	(前細則)
1～5条, 6条1～2項 (略)		
(論文等の審査)		
第6条 3	<u>担当エリアエディタおよび</u> レフェリーによる論文等の評価結果は次のいずれかの判定によるものとする。ただし、研究速報については、C判定を許さない。 A：そのまま採択してよい。 B：軽微な改訂を著者に求めるが、その訂正を委員会が確認後採択してよい。 C：著者改訂のうえ再度審査を必要とする。 D：不適あるいは再投稿が適当である。	レフェリーによる論文等の評価結果は次のいずれかの判定によるものとする。ただし、研究速報については、C判定を許さない。 A：そのまま採択してよい。 B：軽微な改訂を著者に求めるが、その訂正を委員会が確認後採択してよい。 C：著者改訂のうえ再度審査を必要とする。 D：不適あるいは再投稿が適当である。
4	担当エリアエディタは委員会に、レフェリーの査読結果をふまえて論文等の総合評価を提案する。	担当エリアエディタは委員会に、レフェリーの査読結果をふまえて論文等の取り扱いを提案する。
5	原著論文の採否および論文誌への掲載判断のための総合評価は、原則として以下を行う。 <u>担当エリアエディタの評価結果がB以上の場合は審査を終了し、訂正を必要とする場合は委員会が訂正を確認後論文を受理する。</u>  <u>担当エリアエディタの評価結果がCの場合は、B以上あるいはDとなるまで審査を継続する。</u>  <u>(削除)</u> <u>担当エリアエディタの評価結果がDの場合は、審査を終了して論文を著者へ返却する。</u> <u>担当エリアエディタの第3回目の評価結果がB以上でない場合は、審査を終了し論文を著者に返却する。</u> 審査過程で、論文投稿を取り下げた場合は審査を終了し、論文を著者に返却する。	原著論文の採否および論文誌への掲載判断のための総合評価は、原則として以下を行う。 2名のレフェリーの評価結果がいずれもB以上の場合はレフェリーの審査を終了し、訂正を必要とする場合は訂正されたことを確認後論文を受理する。  評価結果がC以上とCの場合は審査を継続する。  評価結果がC以上とDの場合は原則として第3レフェリーに審査を依頼する。ただし、担当エリアエディタが第3レフェリーを兼ねることができる。 2名のレフェリーの評価結果がDの場合は審査を終了し論文を著者へ返却する。 第3回目の評価結果がいずれもB以上でない場合は審査を終了し論文を著者に返却する。 審査過程で、論文投稿を取り下げた場合は審査を終了し、論文を著者に返却する。
6	研究速報の論文誌への掲載判断のための総合評価は、原則として以下を行う。 <u>担当エリアエディタの評価結果がB以上である場合、審査を終了し、訂正を必要とする場合は委員会が訂正を確認後、受理する。</u>  <u>担当エリアエディタの評価結果がDの場合、委員会が確認後審査を終了し、原稿を著者へ返却する。</u>	研究速報の論文誌への掲載判断のための総合評価は、原則として以下を行う。 レフェリーの評価結果がB以上である場合、レフェリーの審査を終了し、訂正を必要とする場合は訂正されたことを確認後、受理する。 レフェリーの評価結果がDの場合、審査を終了し、原稿を著者へ返却する。
7	同右	著者から審査に関して委員会に異議申し立てがあった場合は、委員会は当該論文等の審査過程について調査し、著者に調査結果を報告する。
8	同右	レフェリーによる審査の期間は1ヵ月とし、期限後の督促の日より10日を過ぎても返却が無い場合は、代替のレフェリーに審査を依頼する。ただし、当該レフェリーが返却期日を指定して審査を承諾した場合は代替のレフェリーに依頼しない。
9	同右	論文の訂正依頼の後、3ヵ月を過ぎても訂正原稿の提出が無い場合は審査を終了する。ただし、訂正原稿の提出期限前に著者から委員会へ期限延長の申し出があった場合は審査を継続できる。
10	同右	委員会は受理された論文について著者に論文を受理した旨の通知を発送する。
11	同右	著者から当該論文等の審査状況について委員会へ問合せがあった場合は、その論文等の審査の進捗状況を知らせることができる。
12	同右	エリアエディタは学会論文誌にエリアごと氏名を掲載する。レフェリーは、学会論文誌に各期末に氏名をまとめて掲載する。